

令和 8 年度

「埼玉県歯科医師国民健康保険組合からのお知らせ」

～～ご加入の事業主の皆様へ～～

1 国民健康保険料について

令和 8 年度の保険料は以下の通りとなります。

令和 8 年 4 月分から新たに「子ども・子育て支援納付金」の徴収が始まります。

保険料の賦課額通知書の発送は、4 月中旬を予定しています。

(1) 医療給付費分保険料(平等割)

① 第 1 種組合員(事業主)	月額	8,000 円(前年度と同額)
② 第 1 種組合員(事業主以外)	月額	15,500 円(")
③ 第 2 種組合員(勤務医)	月額	15,500 円(")
④ 第 2 種組合員(勤務医以外)	月額	10,500 円(")
⑤ 家族(組合員の世帯に属する)	月額	8,000 円(")

(2) 医療給付費分保険料(収入割)

第 1 種組合員(事業主)

前年 1 月～12 月までの診療報酬額に 8/1,000) を乗じて得た額の 12 分の 1 が月額(割り切れない端数は 4 月に加算)。

年間限度額は 320,000 円、年間下限額は 120,000 円。

ただし、新規加入の場合、2 年度間は一律で月額 10,000 円。

(3) 後期高齢者支援金等分保険料(全被保険者)

0～74 歳の被保険者 1 人当たり **月額 5,800 円(前年度より 400 円増)**

※ ただし、第 2 種組合員の勤務医以外の世帯に属する義務教育修了迄の者(15 歳以下)は、賦課されません。

(4) 介護納付金分保険料(介護保険法第 9 条第 2 号被保険者)

40～64 歳の被保険者 1 人当たり **月額 5,800 円(前年度と同額)**

(5) 子ども・子育て支援納付金分保険料

18～74 歳の被保険者 1 人当たり 月額 600 円(令和 8 度から新たに徴収)

ただし、高校生年代までは賦課されません。

※後期高齢者支援金分保険料と介護納付金分保険料と子ども・子育て支援納付金分保険料は、国から示された負担額から国庫補助金を差し引き、その額を対象者数で割ることにより算定されています。

(6) 後期高齢者組合員分保険料

家族や従業員のために組合員資格を残した組合員

月額 1,000 円(前年度と同額)

2 資格確認書、資格情報通知書について

○新規加入や住所氏名変更等について

新規の加入、住所氏名変更や再交付申請などの場合、マイナ保険証を保有する方には、「資格情報通知書」を、マイナ保険証を保有しない方には、「資格確認書」を交付いたします。

○マイナ保険証の利用でも、加入、喪失、住所変更の手続きは必要です

マイナ保険証を利用されても、加入や喪失などの切り替えや住所氏名変更などの手続きは必要になります。自動的に資格情報が変わることはありません。

○資格情報通知書、資格確認書の即時交付ができません

新規加入時に交付する「資格情報通知書」と「資格確認書」は、システム登録、情報確認、中間サーバーへのデータ登録・照会などに数日を要するため、即時交付することは出来ません。

○資格確認書の交付申請について

「資格確認書」は、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず交付するものですが、以下の場合に限り、申請により交付いたします。マイナ保険証を利用できる方が念のための発行を希望しても交付できません。

1. マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない
2. マイナンバーカードを返納する予定である
3. 介助者等の第三者が、高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である
4. その他(マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情がある)

○マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

マイナンバーカードの保険証利用登録の解除申請は、保険者(歯科医師国保組合)が受け付けることとなりますので組合までご連絡ください。

○マイナ保険証利用者の加入申込書提出～登録～マイナ保険証利用までの流れ

当組合で加入申込書の受領後、中間サーバーにデータ登録を完了することでマイナ保険証の利用が可能となります。データ登録完了後に「資格情報通知書」を事業所宛に送付しますので、

「資格情報通知書」がお手元に届きましたら、マイナ保険証の利用が可能です。

なお、健康保険の資格変更後に初めてマイナ保険証により受診する場合には、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報として資格変更後の情報が登録されていることをご確認ください。

健康保険適用除外の事業所につきましては、年金機構の承認後に上記の流れとなります。

3 同一世帯包括加入について

国民健康保険法第 19 条に「組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする。」となっています。

当組合に加入する際に、同じ世帯のご家族の方が市町村国保に加入している場合は、当組合と一緒に加入していただく必要があります。

世帯ごとに加する事が難しい場合は、お住まいの市区町村にご相談いただき、世帯分離のお手続きをしてから当組合に加入していただきますよう、お願いいたします。

なお、ご家族が健康保険・共済組合等の社会保険や他の国保組合に加入している場合は、必要ありません。

加入時に必要な書類

- ・資格取得届（第 1 種・第 2 種で異なります）
- ・世帯全員が記載された住民票（この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないと記載があるもの）
- ・マイナンバーカード（コピー）または、マイナンバー通知カードと免許証等（身分証明）のコピー
- ・被保険者適用除外承認申請書（厚生年金適用事業所の場合）

4 組合員と家族は住民票が同一でなければなりません

同一世帯包括加入後、ご家族の住民登録が組合員と別世帯（住民票が別）になった方は、組合に連絡の上、至急、資格喪失の手続きをお願いいたします。

なお、在学のために組合員と世帯が離れる場合につきましては所定の手続きにより喪失する必要はありません（マル学制度）。

組合員の被保険者証に登録されている住所が診療所の住所になっている等、住民登録と異なる場合には住所変更の手続きが必要です。

5 退職した従業員の喪失後受診について

従業員が退職した場合、退職日の翌日が資格喪失日となります。

資格喪失年月日（退職日の翌日）から、当組合の被保険者資格が無くなりますので医療機関を受診することはできません（資格喪失後受診となり、レセプトは医療機関に返戻されます）。

喪失の手続きを怠った場合、退職した従業員が次の健康保険に加入してもオンライン資格確認は当組合の資格情報が表示されます。

また、マイナポータルでも当組合の資格情報が表示されることとなります。

従業員の喪失手続きが遅れたことに伴う喪失後受診分の保険者負担分を事業主に請求させていただく事もありますのでご了承ください。

なお、保険料は月額（日割りではありません）となり、喪失日の属する月は保険料が不要です。

退職日が 3 月 20 日の場合、資格喪失日は 3 月 21 日となり、3 月分の保険料は不要です（資格喪失日の 3 月 21 日から次の健康保険へ加入するため、次の健康保険で 3 月分の保険料が徴収されます）。

6 埼玉県歯科医師国民健康保険組合への加入地区について

新規で加入する場合、当組合の規約で定めている以下の地区以外の加入は認められません。

第4条第2号関係

茨城県	土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、真岡市、小山市、那須塩原市、下野市、芳賀郡茂木町、下都賀郡野木町、塩谷郡高根沢町
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、成田市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、浦安市、八街市、印西市、白井市、印旛郡栄町、長生郡一宮町
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、茅ヶ崎市、大和市、三浦郡葉山町
新潟県	新潟市
静岡県	静岡市
福島県	いわき市
埼玉県	全域

(令和8年3月31日現在)

7 傷病手当金について (事実から2年を経過すると時効)

組合員が連続して5日以上入院した場合、「傷病手当金」を支給いたします。
第1種組合員は入院1日につき8,000円、第2種組合員は入院1日につき3,000円が、それぞれ同一年度内に60日を限度として支給されます。
ただし、本組合に加入してから6か月未満の方は、申請できません。

8 出産育児一時金について (事実から2年を経過すると時効)

現在の出産育児一時金は488,000円です。
産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合には12,000円が加算されます(併せて50万円が支給されます)。
出産費用が50万円に満たなかった場合、後日差額をお支払いするための申請書をお送りいたします。

9 産前産後期間の保険料免除について

出産予定日または、出産日の属する月の前月から、出産予定日または、出産日の属する月の翌々月までの計4か月分の保険料が免除されます(多胎妊娠の場合は3月前)。

対象者は当組合の出産する被保険者で、妊娠85日以上分娩で、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産を含みます。

本組合の様式「産前産後の保険料軽減措置届出書」のほか、母子手帳等出産の予定日や多胎妊娠の事実が明らかにできる書類、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類を添付して申請することにより、該当月の保険料が還付されます。

なお、還付先は事業主の保険料引き落とし口座となります。

《例(単胎の場合)》

※令和8年3月出生(令和8年2月～5月分が還付)

10 出産手当金について (事実から2年を経過すると時効)

第1種組合員・第2種組合員で、産休を取得したことにより業務に服さなかった場合に支給されます(ただし、組合員の資格を取得してから継続して1年を経過した翌日から)。

支給期間は産前6週間(出産日を含む42日間)及び産後8週間(56日間)のうち90日間を限度とし、支給額は1日につき2,000円となります。

本組合の様式(出産手当金申請書)のほか、医師、助産師の証明、又は母子手帳の出生届出済証明書の写し、産休期間の確認のための事業主の証明、又は出勤簿の写し等を添付してご申請ください。

なお、傷病手当金が支給された期間は、出産手当金の支給は出来ません。

11 限度額認定証について

入院や手術等の際に、高額な医療費が予想される場合は、事前に組合へ申請いただくことによって「限度額認定証」を交付することができます。

この「限度額認定証」は所得に応じて自己負担限度額が変わります。マイナンバーによる情報連携で所得が把握できない方は所得区分を判定するため、市区町村税課税証明証等の添付書類の提出が必要となります。

「限度額認定証」は申請書が組合に届いた日の属する月の1日付けで交付となります(例:8月15日に受付した場合は8月1日付けの交付)ので、申請書請求のご連絡が月末だった場合には、交付が翌月になってしまう場合があります。

なお、急な入院で「限度額認定証」の交付が間に合わず医療機関に提示できなかった場合でも、後日、高額療養費として組合から通知があり、返金されますので、結果的に自己負担する金額は変わりません。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますので、是非、マイナ保険証をご利用ください。

12 健康診断、人間ドック(節目含む)への補助について

当組合では全ての被保険者に対し、人間ドックの補助を以下の通り実施しています。

更に節目の年度(40・45・50・55・60・65・70を迎える年度)には、従来の補助金額に2万円を加算し補助します。

令和8年度に「節目」年齢に該当する被保険者には、5月初旬までに案内と申請書をご自宅へ送付する予定です。

なお、健康診断への補助は組合員のみ(家族は対象外)となり、また、人間ドックと健康診断への補助を同一年度に重複して受けることはできません。

補助対象者	人間ドック	健康診断
第1種 組合員	40,000円 節目の年度は+20,000円	5,000円
第2種 組合員	25,000円 節目の年度は+20,000円	4,000円
上記以外の 被保険者	20,000円 節目の年度は+20,000円	補助対象外

13 がん検診への補助について

特定健診、人間ドック(節目)、健康診断のいずれかにおいて、オプションで以下の項目を追加で受診した場合は、各項目につき4,000円を上限として補助します。

- 1 子宮頸がん(内診及び頸部細胞診)
- 2 乳がん(マンモグラフィまたは、エコーのいずれか一方)
- 3 肺がん(喀痰細胞診)

がん検診を単独で受診しても補助できません。

14 自家診療について

現在、本組合では第2種(従業員とその家族)の自院での保険請求(自家診療)を認めておりますが、理事による縦覧点検や内容のチェックで、偏った傾向の請求が散見されます。

他県で自家診療を廃止する組合が増えている中、本組合としては「正しく請求している組合員のためにも自家診療を出来るだけ継続したい」と考えています。

今後の本組合の安定した運営のご協力と、保険診療のルールに則り疑義が生じない算定に留意していただくよう、お願いいたします。

レセプト点検は公的な補助金を受ける上で必須となります。

点検において疑義が生じる場合は、役員や職員が事業主へ連絡や訪問、または、事務局へ来所いただき面談を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

なお、第1種組合員とその家族の自院での自家診療は全く認めていません。

各種問い合わせ先

埼玉県歯科医師国保組合事務局

TEL048-829-2325 FAX048-829-2650